

○自動車運転代行業に関する事務取扱要領の制定について(通達)

(平成 14 年 8 月 20 日岡交企第 194 号警察本部長例規)

**改正** 令和元年 12 月 12 日岡生企第 812 号、岡交企第 570 号、岡指第 538 号、岡会第 475 号  
令和 5 年 1 月 31 日岡交企第 36 号  
令和 5 年 8 月 25 日岡会第 386 号

各部長  
首席監察官  
各所属長

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 57 号)の施行に伴い、別添「自動車運転代行業に関する事務取扱要領」を制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

自動車運転代行業に関する事務取扱要領

1 警察署長の事務扱い

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 57 号。以下「法」という。)及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成 14 年国家公安委員会規則第 11 号。以下「規則」という。)に基づき、警察署長(以下「署長」という。)が行う事務は、岡山県警察事務決裁規程(平成 11 年岡山県警察訓令第 7 号)によるほか、この要領による。

2 自動車運転代行業の認定申請書の受理

署長は、法第 5 条第 1 項の規定による認定申請書(規則別記様式第 1 号)を受理したときは、当該申請書及び添付書類の記載事項の適否を調査し、認定等に関する意見を付した進達書(様式第 1 号)に当該申請書の写しを添えて、速やかに警察本部長(以下「本部長」という。)に進達しなければならない。

3 再交付申請書等の受理

署長は、法第 5 条第 5 項の規定による認定証再交付申請書(規則別記様式第 3 号)又は法第 8 条第 1 項の規定による変更届出書(規則別記様式第 4 号)を受理したときは、申請書又は届出書及び添付書類の記載事項の適否を調査し、進達書(様式第 2 号)に当該申請書又は届出書の写しを添えて、速やかに本部長に進達しなければならない。

4 認定証の交付

署長は、岡山県公安委員会から法第 5 条第 2 項若しくは第 5 項又は第 8 条第 3 項の規定による認定証の送付を受けたときは、速やかに当該自動車運転代行業者に交付しなければならない。

5 認定証の返納

署長は、法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定による認定証の返納を受理したときは、返納認定証送付書(様式第 3 号)に当該認定証を添えて、速やかに本部長に送付しなければならない。

#### 6 自動車運転代行業者台帳の作成

交通部交通企画課長は、自動車運転代行業者台帳(様式第 4 号。以下「台帳」という。)を備え付け、次に掲げる場合には台帳に記載しておかなければならない。

- (1) 法第 5 条第 2 項の規定により認定証が交付されたとき。
- (2) 法第 7 条第 1 項の規定により認定を取り消されたとき又は法第 9 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による認定証の返納を受理したとき。
- (3) 法第 8 条第 1 項の規定による変更届を受理したとき。
- (4) 法第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項又は第 25 条第 2 項の規定による行政処分をしたとき。

#### 7 違反検挙の報告

署長は、法に違反した者を検挙したときは、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律違反検挙報告書(様式第 5 号)により、速やかに本部長に報告しなければならない。

#### 8 行政処分の上申

署長は、法第 22 条第 1 項の規定による指示を行うときは、指示上申書(様式第 6 号)に、法第 23 条第 1 項又は第 24 条第 1 項の規定による営業停止命令等の処分を行うときは、営業停止(廃止)命令上申書(様式第 7 号)に証拠書類を添えて、速やかに本部長に上申しなければならない。

#### 9 行政処分履行の確保

署長は、法第 7 条第 1 項、第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項又は第 25 条第 2 項の規定による認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の処分を受けた者に対し、その処分が確実に履行されるよう適切な指導を行わなければならない。

#### 10 文書の保存

文書の保存は、次の表のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
進達書(様式第 1 号・様式第 2 号)	交通企画課	5 年
返納認定証送付書	交通企画課	5 年
自動車運転代行業者台帳	交通企画課	長期
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律違反検挙報告書	交通企画課	5 年
指示上申書	交通企画課	5 年
営業停止(廃止)命令上申書	交通企画課	5 年

認定申請書	受理した警察署	5年
認定証再交付申請書	受理した警察署	5年
変更届出書	受理した警察署	5年